

発議案第21号

物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年12月11日

八千代市議会議長　末　永　　隆　　様

提出者	八千代市議会議員	飯川英樹
賛成者	八千代市議会議員	伊原忠
	同	堀口明子
	同	三田登

提案理由

国に対し、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを求める意見書

急激な物価高騰が国民の暮らしを直撃しており、とりわけ生活保護を受けている人々は、2013年からの生活保護基準の引下げによって苦しい生活を強いられている。止まらない物価高騰に生活保護受給者は、「食事を1日2食にしている」、「エアコンをつけられない」など、悲鳴を上げている。

物価高騰以前の2013年から2015年まで段階的に強行された生活保護基準の引下げでは、食費や光熱水費に充てられる生活扶助基準額が平均で6.5%、最大で10%減額され、受給世帯の96%に影響を及ぼす大規模な削減となった。

しかしながら、一連の生活保護基準の引下げについては、政府決定を違法とする司法判断が相次いでいる。本年6月には最高裁判所が生活保護費の減額決定を取り消す判決を下しており、司法判断を踏まえた国の対応が強く求められている。

また、生活保護基準が大幅に引き下げられたことで、その影響が長期間続いた上、現在の物価高騰で受給者の生活は一層困難になり、生存権が侵害され続けている。激しい物価高騰が続いた1973年、1974年にも生活保護基準の引上げ等の特別措置が講じられており、急激な物価高騰への対応として生活保護基準を見直すことは急務である。

よって、本市議会は国に対し、物価高騰に見合う生活保護基準の引上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様